

平成29年度 第2回市民参加推進評価委員会会議 議事録

日 時 平成29年11月9日(木)
16時から16時50分まで
場 所 四街道市役所5階第2会議室

出席委員：5名(石川委員長、椎名委員、奥田委員、藤原委員、安井委員)

欠席委員：2名(神委員、増田委員)

○配布資料の確認

○開 会

事務局 岩林課長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。本日は5名ご出席いただいております。四街道市市民参加条例施行規則第10条第2項の規定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

・委員長挨拶

石川委員長：ようやく天気は安定してきたようですが、まだ暑かったり寒かったりと定まりません。私たち委員の任期中の会議も、今回が最後となります。ご引退される方、引き続き受けていただける方といらっしゃると思いますが、2年間、大変お疲れ様でした。会議の冒頭でお疲れ様と言うのも変ですが、まずは御礼を申し上げて、今日の会議をよろしくお願ひしたいと思います。

・会議録の発言者明記及び録音について

>異議なし。

・傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について

>現在0名。公開のため、途中入室可。

石川委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 平成29年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

事務局(友藤)：では、資料の1ページをご覧ください。資料No.1です。

【以下、『資料No.1 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定』参照。概要・補足のみ記述】

・特定教育・保育の保育に限る分、又は、特別利用保育等を受けた場合の保育料について平

成30年4月から改定を行うもの。

- ・金銭の徴収に関するものである為、第6条第2項第5号に該当するとし、適用除外。

石川委員長：ただいまの説明につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

安井委員：どこまで説明していただけるのかわからないのですが、千葉市と市原市との広域連携とは、どういう前提があるのですか。

事務局（友藤）：細かいところまでは把握していませんが、千葉駅に新しく保育施設ができ、市原市と四街道市の方も利用できるようになる聞いています。保育料を3つの市で統一するというこのようです。

事務局（岩林課長）：昨年発表したのですが、千葉市と市原市と四街道市で3市連携協定を結んでいます。特に子育てや教育などから、3市で一緒にできる事を進めようという事でプロジェクトが始まっております。その一環として、千葉駅にできる保育所を施策の第1弾として位置づけ、今回の保育料の改定と一緒に始めていくことになっています。

安井委員：ありがとうございます。

石川委員長：他にはいかがでしょうか。保育料改定という事なので、よろしいですか。
>はい。

石川委員長：ありがとうございます。では、適切であるとさせていただきます。次の案件をお願いいたします。

事務局（友藤）：はい、2ページをご覧ください。資料No.2です。

【以下、『資料No.2 四街道市立保育所時間外保育運営規則の一部を改正する規則の制定』参照。概要・補足のみ記述】

- ・延長保育料の階層区分の見直し、また、所要の規定を整備するもの。
- ・金銭の徴収に関するものとして、第6条第2項第5号に該当するとして、適用除外とする。

石川委員長：何かございませんでしょうか。
>特にありません。

石川委員長：よろしいですね。では適切であるといたします。次の案件をお願いいたします。

事務局（友藤）：では、3 ページ、資料No.3 をご覧ください。

【以下、『資料No.3 （仮称）新クリーンセンター附帯施設等基本構想の策定』参照。概要・補足のみ記述】

- ・次期ごみ処理施設の付帯施設及び、次期ごみ処理施設の敷地以外の用地（更新用地等）の利用方法に関する基本構想を策定するもの。
- ・市民参加手続の方法としては、第7条第1項第1号の意見提出手続、第4号の市民会議手続。意見提出手続は30年2月に実施予定、市民会議手続は29年11月に開催予定。

石川委員長：それでは、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

安井委員：具体的な事はこれから始まるという意味ですね。

事務局（友藤）：そうですね。

奥田委員：新クリーンセンターの附帯施設の方の話ですね。本体の方はどういう設備でしたか。

事務局（友藤）：本体の方は、前回の委員会で実施状況の審議をしていただいたと思うのですが、市民参加手続を経て進んでいるところです。

奥田委員：そうですね。前回、出ていましたか。

事務局（友藤）：確か、前回だと思います。

安井委員：一番の問題は、この次期ごみ処理施設本体の部分です。今どうなっているのかわかりません。

奥田委員：別のところで、千葉市のクリーンセンターと四街道のクリーンセンターがあまりにも近いという声が挙がったと聞きました。

安井委員：クリーンセンターがどこかの市と一緒になるという話もありませんでしたか。

奥田委員：その間に挟まれた人達は、いい迷惑だと思います。この案件は、進んでいるのですね。

事務局（友藤）：そうですね。

奥田委員：四街道市としたら、どんどん進めてもらいたいわけですよね。

安井委員：これから市民の意見を集めるのですから、進めていきたいということでしょうね。

藤原委員：本体がどうなるかにもよるので、具体的な部分はまだこれからでしょうね。

石川委員長：発電の話もありましたよね。その後、どうなったのでしょうか。

事務局（齋藤）：発電の市民提案ですよね。実現については難しいということで、前回あたりまでに報告は済んでいますよね。

事務局（岩林課長）：簡単に言うと、次期のごみ処理施設で発電は行う予定ですが、おそらく施設内で使う分で消費されてしまうので、それを例えば売却したり、その為の会社をつくったりというのは現実的ではないということです。実現は考えていないということで説明し、皆さんにはおわかりいただけたのかなというところです。

石川委員長：では、附帯施設の基本構想に関してはよろしいでしょうか。では、適切であるといたします。では、次の案件ですね、お願いします。

事務局（友藤）：4ページ、資料No.4をご覧ください。

【以下、『資料No.4 四街道都市計画地区計画（成台中地区）の変更』参照。概要・補足のみ記述】

- ・成台中土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、地区計画の変更を行うもの。
- ・都市計画法に基づき都市計画の変更手続が行われる為、第2項第3号に準じて、第6号に該当するとし、適用除外とする。

安井委員：これは4ページと5ページ同時にはできないですか。

事務局（友藤）：そうですね。関連している案件なのでよろしいですか。

石川委員長：では、次もお願いします。

事務局（友藤）：はい、かしこまりました。

【以下、『資料No.5 四街道都市計画用途地域・高度地区の変更』参照。概要・補足のみ記述】

- ・成台中土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、変更を行うもの。
- ・都市計画法に基づいて、変更手続が行われる為、第6条第2項第3号に準じて、6号に該当するとして適用除外とする。

石川委員長：それでは、4番と5番につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

安井委員：これは地区計画の変更、それから用途地域・高度地区の変更ということですね。この成台中というのはどこにあるのですか。

事務局（齋藤）：成山中台地区ですね。

安井委員：吉岡のあたりですか。

事務局（齋藤）：吉岡から近いですが、吉岡ではないです。こちらから吉岡十字路に向かうと、51号とぶつかりますよね。そこを左です。

安井委員：はい、左ですね。ありがとうございます。

石川委員長：他に質問はございませんか。

椎名委員：法に則って進められるという事ですよ。
>そうですね。

椎名委員：だから、手続としては問題がないということですね。

石川委員長：はい、では適切であるという事でよろしいでしょうか。
>はい。

石川委員長：では、そのようにさせていただきます。次は6番お願いします。

事務局（友藤）：はい。では、6ページ、資料No.6をご覧ください。

【以下、『資料No.6 四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定』参照。概要・補足のみ記述】

- ・四街道都市計画地区計画の変更に伴い、成台中地区における地区計画の確実な実現を担保し良好な都市環境の形成を目指すため、所要の規定の整備を行うため改正するもの。
- ・市の機関内部の事務処理に関するものであり、第4号に該当するとして適用除外とする。

石川委員長：それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

>はい、特にありません。

石川委員長：はい、ありがとうございます。では、適切であるとさせていただきます。次に、市民参加手続の実施状況の評価ですね。お願いいたします。

○議題2 平成29年度 市民参加手続の実施状況の評価

事務局（友藤）：実施状況の評価は1件でございます。7ページ、資料No.7の1をご覧ください。

【以下、『資料No.7 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定』参照。概要・補足のみ記述】

・保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用についてなどを通し、保育所利用情勢に係る基準、優先事由及び調整事由を見直し、改正するもので、平成30年4月1日施行を予定。

・第6条第1項第6号で、審査基準等の制定・改廃にあたるため意見提出手続のみの実施。29年6月1日～29年7月3日まで33日間行い、意見提出はなし。結果を29年8月10日に公表。

石川委員長：はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

安井委員：15・16ページの改正案に基準点が出ているのですが、改正前とどのように変わったのですか。

事務局（友藤）：少々、お待ちください。

石川委員長：14ページに「主な改正の内容」というのが出ておまして、1日当たりの時間数、月当たりの勤務日数で算定していたものを、働き方の多種多様に伴って月当たりの勤務時間に変えたと書いてありますね。

安井委員：ということは、基準点自体は大きく変わらないのですね。

事務局（友藤）：そうですね。前は1日8時間、1日7時間以上など、細かく分かれていて、1点刻みなどで基準点が決められていたのですが、それを月160時間以上は何点、と変わったということのようです。

安井委員：はい、わかりました。

椎名委員：申請する側としてはその方が使いやすいという事ですかね。

石川委員長：小選挙区をやめて、中選挙区にしたというイメージでしょうか。

他の皆さん、よろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。議題の3番目、市民参加の対象としなかった行政活動の手続の評価でございます。

○議題3 平成29年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（友藤）：平成29年度の対象としなかった行政活動の手続の評価につきまして、2件ございます。

【以下、『資料No.8-1 実施状況シート6【適用除外】』『資料No.8-2 市民参加手続実施予定シート』参照。概要・補足のみ記述】

- ・市民参加手続の対象であっても、条例第6条第2項の各号に該当する為、適用除外とした案件。第6条第3項の規定により、市民参加手続の対象としない事を決定した場合も公表するもの。実施しない旨を29年8月9日に公告。
- ・四街道市税条例等の一部を改正するもの。

事務局（友藤）：9番も関連しているので一緒に説明してもよろしいでしょうか。

石川委員長：お願いいたします。

事務局（友藤）：はい。続きまして資料No.9-1をご覧ください。

【以下、『資料No.9-1 実施状況シート6【適用除外】』『資料No.9-2 市民参加手続実施予定シート』参照。概要・補足のみ記述】

- ・都市計画税の課税標準の特定の割合を定めるもので、四街道市都市計画税条例の一部を改正するもの。
- ・市民参加手続の対象となるが、第6条第2項第5号に該当する為、適用除外としたもの。実施しない旨を29年8月9日に公告。

石川委員長：はい、それでは以上2件ですね。四街道市市税条例と都市計画税条例の改正ですが、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

安井委員：教えていただきたいのですが、航空機燃料譲与税法の改正というのはどう変わるのでしょうか。

石川委員長：恐らくですが、航空機の燃料にかかる元の税金があって、国が所轄して徴収している中に地方分があり、それを戻していく、という仕組みではないでしょうか。

安井委員：市として戴けるということですか。すごいですね。

石川委員長：贈与税の場合は一般的にそういう方式を取っています。国がまとめて取って、地方の分を返していくというやり方を取っているのです、恐らくそうではないかと思えます。

安井委員：はい、ありがとうございます。

石川委員長：他にはございませんでしょうか。
>ありません。

石川委員長：では、適切であるとさせていただきます。以上で議題3が終わりまして、4番お願いします。

事務局（友藤）：では、事務局から2点、よろしいでしょうか。1点目です。資料の27ページ、資料No.10をご覧ください。

【以下、『資料No.10『平成29年度 市民提案手続の実施状況』参照。概要・補足のみ記述】

- ・市民提案手続は市民参加条例第13条に基づき毎年度2回、期間を限り実施するもの。
- ・提案が提出された場合は市民提案の概要を公表し、提案代表者等と協議の上提案内容について検討し、検討結果を提案代表者に通知すると共に公表する。
- ・平成29年度第1回目、29年6月1日～6月30日まで市政だよりとホームページで募集を行ったが提案はなし。
- ・本年度第2回目は29年11月15日～29年12月14日までの募集を予定。

石川委員長：はい、ありがとうございます。ただいまの報告について何かご質問等ありますでしょうか。

安井委員：前回の提案は、0件ですよ。では今回どうするのでしょうか。同じパターンでまたやる事になるのですよね。もう少し変えられませんか。

事務局（友藤）：周知の方法ですか。

安井委員：はい。そうでないとまた同じ事を繰り返すかと思います。例えば20名揃えて意見を出し、採用された方々に対して市から何かプレゼントを渡す、といったことをすれば少しは変わるかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

事務局（齋藤）：市民提案は、そもそも市政を良くしていきたい、という思いの中での政策を提案するものです。採用されたものは市の仕事として実施していく事になると思います。プレゼントをあげる、というのがこの制度になじむ形かと言うと、議論はあると思います。こういった条例の中で行うものですから、プレゼントをもらう事よりも、市政を良くしていきたい、という思いが実現する事の方が、市民福祉の向上に繋がって良いのではないかと個人的には感じます。

安井委員：なかなか難しいでしょうか。市民は達成感だけで満足できるのか、という思いがあります。それぞれの地域・自治会ではいろいろな問題を抱えています。私は自治会の役員をやっているので、問題の解決に向けて苦勞をしています。それを市の方に助けてくれないか、と求めても、素直に受け止めてもらえないという体制を、もう少し何とかしてほしいと思います。少しでも市民のレベルでの意見を吸い上げていただけたらありがたいと思います。

事務局（岩林課長）：個人としての何らかの要望であれば、市長への手紙やメールといった制度もあります。市民から受け取った意見は、各担当の部署へ渡します。それぞれの部署で判断をして、回答できるものに関しては回答案を作ります。送られてきた内容も、それに対する回答案も、全部市長が見て、それからお返しするようにしています。

奥田委員：市長への手紙を書いた事がないのですが、例えば私が個人的に「ここは非常に道路が狭いから広げてくれ」という要望や、もっと小さい事で「あそこの道路に穴が開いています」など、そういう次元の違うものを書いても市では意見として受け取ってくれるのですか。

事務局（岩林課長）：もちろんそうです。実はそういう内容が多いです。

安井委員：それは自治振興課が窓口になります。各地域で問題が出た、例えば道路に穴が開いたという場合には、それぞれの班長から会長へ連絡し、会長が自治振興課へ行政連絡表を起こして依頼します。

奥田委員：それも一つの流れだと思うのですが、違う話を聞いても良いですか。四街道に何かシンボルになるものがないか、といったまちを起こすような提案をしてみたいという思いがあります。四街道は良いまちだと思うのですが、外側から見ると「四街道って何か魅力あるの？四街道ってどこにあるの？」と言われていたような気がします。中にいる人間たちだけではわかりません。私は、こちらの委員会の他に、市民会議に顔を出す事にさせてもらっているのですが、そちらの方が重いテーマです。この委員会と性質が全然違うのですね。外から見て四街道をもっとすごいところだな、と言われるまちに仕上げていかななくては、という思いで参加しています。私たちは歳も歳ですから、声だけ残して去っていくことになりそうな大きな要望と、先ほどのような道路工事の要望を同じところに出していいものかと思いました。

事務局（岩林課長）：それは、基本的には市を良くしたい、改善したいといろいろな場で皆さんが考えてくださっているので、事の大小関係なく、言っていただければと思います。

奥田委員：今、安井委員が仰ったように、「これはどうせ出しても駄目だ」と思ってしまうような風潮もあるように思います。

安井委員：駄目というか、難しいと言われて却下されることは多いですよ。

石川委員長：そういう市民の声をいかに受け止めていくかというのが、やはりこの市民参加の一つの方法でもありますので、例えば20人集めるのはどうかなど、それはまたどこかで話ができればと思います。

では、ただいまの実施状況の報告についてはよろしいでしょうか。

>はい。

石川委員長：ありがとうございます。

事務局（友藤）：事務局から2点目です。現委員の皆様の任期が11月24日までとなっておりますので、今回の委員会がこのメンバーでの最後の委員会となります。事務局を代表して岩林課長から一言お礼を申し上げたいと思います。

事務局（岩林課長）：2年間ありがとうございました。今日は案件が少ないですが、案件が多い時は長時間の会議にお付き合いいただきまして感謝しております。奥田委員は4年間務めていただきまして、ありがとうございました。また今後、他の場でご活躍いただけるので、引き続きよろしくお願いたします。次期は、石川委員長、椎名委員、神委員、藤原委員、安井委員、増田委員には再度お付き合いいただけるという事ですので今後ともよ

ろしくお願いいたします。ありがとうございます。

石川委員長：はい、では今後ともよろしくお願いいたします。以上で本日の議事については終了いたしました。事務局へお返しいたします。

事務局（岩林課長）：それでは本日の市民参加推進評価委員会を終了したいと思います。ありがとうございます。

>ありがとうございます。

以上